

運営指導の流れ

1 日程調整（運営指導日のおおむね1か月前までに）

長寿いきがい課より事業者へ電話連絡の上、日程調整を行う。
(運営指導は、原則として半日単位で実施)

2 運営指導通知（運営指導日のおおむね1か月前までに）

長寿いきがい課より事業者へ運営指導通知を送付する。

3 事前提出資料の提出

事業者は提出期限までに、事前資料を長寿いきがい課へ提出する。

4 当日対応

事前提出資料や当日準備資料を基に、運営管理、サービス提供、報酬請求等について、事業所の管理者などから聞き取りを行う。また、必要に応じて他の従業者等から聞き取りを行う。

5 結果通知

長寿いきがい課より事業者へ運営指導の結果について通知する。
結果通知に記載されてある指摘事項は、「指導事項」、「注意事項」、「助言事項」。

6 改善報告

「指導事項」について指摘があった場合は、改善報告書と改善したことがわかる資料を報告期限までに長寿いきがい課へ提出する。